

働き方改革関連法 労務管理セミナー

違反企業には厳しい罰金や罰則規定が!!

令和元年
4月施行令和2年
4月施行年5日の有給休暇取得と
時間外労働の上限規制
～中小事業所の実務対策～

新型コロナウイルスの影響に伴う雇用調整助成金・傷病手当金の解説入り!

- 有給休暇を年に5日以上取得しなかった場合、違反者1人につき30万円以下の罰金
- 残業時間の上限違反の企業には、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

昨年4月より、働き方改革関連法がスタートし、有給休暇の取得が義務化されました。今までは、有給休暇の取得は本人に任せていましたが、必ず年に最低5日を取得させなければなりません。また、本年4月から「残業時間の上限規制」が中小企業にも適用されることになり、企業にとっては厳しい内容ですが順守しなければ罰金が科せられます。

そこでセミナーでは、法改正の概要と企業はどのように対応すべきか書式例や規制例を交えながら解説します。



講師 村井 健一

- ・村井経営労務サポート 代表
- ・中小企業診断士/社会保険労務士



1970年生まれ。大学卒業後、大手外食企業、経営コンサルティング会社を経て独立。現在、中小企業の「組織づくり・人づくり」に携わり、経営と人事労務に精通したコンサルタントとして中小企業の経営・労務管理等の実践指導業務と共に、商工団体等の経営革新・労務管理等のセミナー講師として活躍中。明快な解説に定評があり多方面から高い評価を得ている。

■村井健一の他のテーマ

- ・「中小企業の労働トラブル防止策」
- ・「外国人雇用の実務と留意点」
- ・経営力向上計画作成セミナー など

- ◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。
- ◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索

【講座内容】

- ◆働き方改革とは
- ◆守っていますか？年次有給休暇の取得
 - ・5日以上取得義務の対象者は？ 罰金は？
 - ・年次有給休暇管理簿とは？ 他
- ◆時間外労働の上限規制
 - ・本年4月から中小企業も対象の残業の上限とは？
 - ・守らなかったら？ 罰金は？ 他
- ◆新型コロナウイルス関連の助成金
- ◆労働力不足時代の働き方改革
 - ・高齢者や女性の効果的な活用のしかた
 - ・人材の育成・定着を図るためのポイント

《予告》令和3年4月施行の「同一労働同一賃金制度について

* 120分

* 交通費は茨城県「JR古河駅」から

研修・セミナー・実技指導 Adonis

有限会社 アドニス

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405
TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786
E-mail 7745@s-adonis.com